

加須文化・学習センター(パストラルかぞ) 施設使用料

●大ホールの使用料

利用区分		時間区分	午 前 9～12 時	午 後 13～17 時	夜 間 18～22 時	全 日 9～22 時
入場料を徴収しない場合	平 日		19,000	30,000	38,000	75,000
	土・日・祝		25,000	40,000	50,000	100,000
入場料の最高額が 2,000 円以下のとき	平 日		28,000	45,000	57,000	113,000
	土・日・祝		38,000	60,000	75,000	150,000
入場料の最高額が 2,000 円を 越え 5,000 円以下のとき	平 日		38,000	60,000	75,000	150,000
	土・日・祝		50,000	80,000	100,000	200,000
入場料の最高額が 5,000 円を越えるとき	平 日		41,000	66,000	83,000	165,000
	土・日・祝		53,000	88,000	110,000	220,000

(単位：円)

●小ホールの使用料

利用区分		時間区分	午 前 9～12 時	午 後 13～17 時	夜 間 18～22 時	全 日 9～22 時
入場料を徴収しない場合	平 日		5,000	8,000	10,000	20,000
	土・日・祝		7,000	11,000	14,000	28,000
入場料の最高額が 2,000 円以下のとき	平 日		8,000	12,000	15,000	30,000
	土・日・祝		11,000	17,000	21,000	42,000
入場料の最高額が 2,000 円を 越え 5,000 円以下のとき	平 日		10,000	16,000	20,000	40,000
	土・日・祝		14,000	22,000	28,000	56,000
入場料の最高額が 5,000 円を越えるとき	平 日		11,000	18,000	22,000	44,000
	土・日・祝		16,000	25,000	31,000	62,000

(単位：円)

●楽屋・リハーサル室の使用料

施設名		時間区分	午 前 9～12 時	午 後 13～17 時	夜 間 18～22 時	全 日 9～22 時
大ホール	楽屋 (1)		300	400	500	1,000
	楽屋 (2)		300	400	500	1,000
	楽屋 (3)		300	400	500	1,000
	楽屋 (4)		700	1,100	1,400	2,800
	楽屋 (5)		500	800	1,000	2,000
小ホール	楽屋 (6)		500	800	1,000	2,000
	楽屋 (7)		300	400	500	1,000
	楽屋 (8)		800	1,300	1,600	3,200
リハーサル室 (1)			900	1,500	1,800	3,700
リハーサル室 (2)			400	700	800	1,700

(単位：円)

●生涯学習棟の使用料

施設名	時間区分	午 前 9～12 時	午 後 13～17 時	夜 間 18～22 時	全 日 9～22 時
展 示 室		1,500	2,400	3,000	6,000
多 目 的 室		1,500	2,400	3,000	6,000
練 習 室 (1)		400	600	800	1,500
練 習 室 (2)		500	800	1,000	2,000
和 室 (1)		500	700	900	1,800
和 室 (2)		300	500	600	1,200
和 室 (3)		300	400	500	1,000
会 議 室		1,000	1,600	2,000	4,000
研 修 室 (1)		800	1,200	1,500	3,000
研 修 室 (2)		500	800	1,000	2,000
実 習 室 (1)		1,100	1,800	2,300	4,500
実 習 室 (2)		800	1,200	1,500	3,000

(単位：円)

●備 考

- 音響、照明、その他各種備品等を使用した場合は別表の附属設備使用料を納めていただきます。
- 「休日」とは。国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいい、「平日」とは、月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいいます。
- 午前と午後又は午後と夜間に亘って使用する場合の中間の使用料は徴収いたしません。
- 「入場料」とは、利用者が入場料、会費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいいます。
- 大ホール又は小ホールを利用するに当たって、商業宣伝行為等を主たる目的として利用する際、入場料を徴収しない場合であっても、入場料の最高額が 2,000 円以下として徴収する使用料と同額の使用料をいただきます。
- 利用に先立ち、そのための準備又は練習として大ホール若しくは小ホールを利用する場合の使用料は、規定の使用料の 7 割の額を使用料としていただきます。
- 生涯学習棟において、入場料を徴収して使用する場合又は営利企業の業務行為で利用する場合の使用料は、規定の使用料の 2 倍の額を使用料とし、商業宣伝行為、商品販売行為等に利用する場合の使用料は、入場料の徴収の有無にかかわらず、規定の使用料の 3 倍の額を使用料としていただきます。
- 許可時間を超過して利用した場合の 1 時間あたりの使用料は、許可を受けた使用料の時間割による額の 1.3 倍の額を使用料としていただきます。
- 利用者の代表者の住所（法人にあってはその所在地）が市外の場合の使用料は、規定の使用料の 1.5 倍の額を使用料としていただきます。
- 楽屋は、ホールを使用する場合に限り、利用できます。